利根町観光協会イメージキャラクター「とねりん」着ぐるみ貸出規約

平成２８年１１月１日制定

（目的）

第１条　この規約は、利根町観光協会イメージキャラクター「とねりん」が利根町の魅力を広くアピールし，観光ＰＲ，特産品の紹介等地域活性化につながるキャラクターとして活動するにあたり、利根町観光協会が所有する「とねりん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

（対象者）

第２条　貸出しの対象者は、次の各号のとおりとする。

（１）利根町

（２）国、及び地方公共団体が開催する行事に参加する者

（３）自治会、ＮＰＯ、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催するものでない行事の主催者

（４）民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催　　する行事の主催者

（５）上記以外で、利根町の魅力の発信に資する行事や利根町との連携協力の下に開催する行事等、公益的観点から適当と判断できる行事の主催者

（使用の承諾）

第３条　着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、「とねりん」着ぐるみ借受申請書（様式第１号）に必要事項を記入の上、借受けを希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料を添えて、利根町観光協会会長（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

２　前項の申請は、次に定める期間に行わなければならない。ただし、特別の事由がある場合はこの限りではない。

（１）借受けしようとする日の属する月の３月前の月の初日から借受けしようとする日の５日前までの期間

（２）第２条第１号に定める者が申請する場合は、この限りではない。

（３）申請日が閉庁日の場合、直前の開庁日までに申請すること。

３　管理者は、第１項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。

（１）借受希望者が、前条各号のいずれにも該当しないとき。

（２）利根町観光協会及び利根町の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

（３）着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

（４）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

（５）特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

（６）「とねりん」のイメージを損なうおそれのあるとき。

（７）個人・団体のイメージキャラクターとして使用するとき。

（８）その他、管理者が着ぐるみの使用について不適当であると認めるとき。

４　管理者は、着ぐるみの使用を承諾する場合、「とねりん」着ぐるみ使用承諾書（様式第２号）により、借受希望者に通知するものとする。

５　管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

６　管理者は、第４項に規定する使用承諾の通知をした後であっても、観光協会の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたときは、使用承諾の通知を取り消すことができる。

７　管理者は、着ぐるみの使用を承諾しない場合、「とねりん」着ぐるみ使用不承諾書（様式第３号）により、借受希望者に通知するものとする。

（貸出方法）

第４条　貸出方法は、前条第４項の規定により仕様承諾を受けた者（以下「借受者」という。）が、管理者から直接着ぐるみを借受け、直接返却する。

（貸出期間）

第５条　貸出期間は、貸出しの日から返却の日を含め７日以内とする。

２　貸出・返却時間は、開庁日の午前９時から午後５時までとする。

（貸出料）

第６条　貸出料は、無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、借受人の負担とする。

（貸出品）

第７条　貸出品の種類及び数量は、別表１に掲げるとおりとする。

（使用制限）

第８条　借受者は、別記２に掲げるとおり、使用するものとする。

（遵守事項）

第９条　借受者は、別表３に掲げる事項を遵守しなければならない。

（承諾の取消し）

第１０条　借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

（原状回復）

第１１条　借受期間中の着ぐるみの汚損は、全て借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

（管理者の責任）

第１２条　着ぐるみの使用による借受者の被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。また、借受者が第三者に被害を与えた場合も、管理者は一切その責めを負わず、借受者の責において、その被害を賠償するものとする。

（損害賠償）

第１３条　借受者が着ぐるみを亡失した場合は、現品、又は相当の対価をもって賠償しなければならない。

（補則）

第１４条　この規約に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

１　この規約は、平成２８年１１月１日から施行する。

別記１（第７条）

（１）着ぐるみ　１体（頭部・胴体・ズボン）

（２）手袋　　　２つ

（３）靴　　　　２つ

（４）収納袋　　３つ

（５）消臭剤　　１つ

別記２（第８条）

（１）１８歳以上

（２）身長１６０㎝から１７０㎝程度の人（身長が高い人は動きづらくなります）

別記３（第９条）

（１）承諾された行事のみに使用すること。

（２）貸出期間を遵守すること。

（３）着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。

（４）着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン等を着用すること。

（５）会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。

（６）当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。

（７）雨天時は、原則として屋外での使用は控えること。

（８）「とねりん」のイメージの統一のため、着用者は極力声を出さないこと。また、関係者以外の目に触れる場では着脱しないこと。

（９）着用すると視野が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介助者をつけること。

（１０）使用後は、消臭スプレーなどを使用し、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。

（１１）スチロール部分が溶融するため、アルコールによる除菌はしないこと。

（１２）型くずれしないよう、輸送や保管の際には取扱いに十分注意すること。

（１３）第３条第５項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。